

20 陳情 第34号	(仮称) 矢来町特別養護老人ホームに関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成20年9月30日受理、平成20年10月2日付託
陳 情 者	新宿区矢来町_____

(要 旨)

1. 矢来町に建設されている(仮称)矢来町特別養護老人ホームの施設計画を次のように変更するよう、事業者である社会福祉法人三篠会に指導してください。

「早稲田通りの北側住民の日照を守るため、新たに地下室を新設し、現在1階、2階に計画している駐車場や会議室、厨房などの業務用スペースを地下に移動させる。そして施設のレイアウトを見直すことにより、施設の北側半分を現行案(8階建)より低くし、6階建以下にする。」

2. この建築紛争を解決すべく上記の計画変更を推進するにあたり、住環境を守るという認識のもと、新宿区長と新宿区議会は住民本位の立場で全面的に支援してください。

3. 事業者が、近隣住民説明会を開催して正確な情報を提供し、近隣住民の理解を得られるよう十分な協議を行い、日照のみならず、騒音、風害、プライバシーの確保等について、抜本的な近隣対策を行うよう事業者を指導してください。

(理 由)

1. 本件計画は、東西方向に幅(間口)最大約50m、高さ最大約33mという巨大な壁のような建物が早稲田通りの南側に建つ計画です。特に50mという間口の広さが早稲田通り北側住民の日照被害を大きくし、「年間8ヶ月も日照ゼロ」という所もあって被害は深刻です。地下を新設して駐車場、会議室、厨房などといった業務用スペースを地下に配置することにより、施設の収容人員も介護サービスの質も低下させることなく、北側住民の日照被害の軽減と両立させることが可能と考えます。

2. 9月3日の時点で事業者は若干譲歩の姿勢を見せ、「計画変更案(地下案)」の検討をしていましたが、新宿区福祉部が計画変更を認めませんでした。近隣住民説明以前の段階で、区が当初の建築計画の変更を認めないという立場を貫くならば、区の条例に基づく紛争調整制度が最初から意味をなしません。行政内部の自己矛盾です。

3. 行政が当初計画した施設規模、事業スケジュール自体にそもそも無理な部分が多く、そのしわ寄せが住民に向けられています。区条例に沿った近隣住民説明会もないまま、時間切れを理由に住民の声を無視して当初計画が強行されようとしています。商業地域とはいえ多くの住民の生活の場です。商業地域という理由だけで簡単に切り捨てず、住環境悪化から住民を守ってください。もはや区議会だけが頼りです。

以上、最も影響を受ける矢来町115～122番地の意見を集約し、署名59名分を添

20 陳情第34号

えて陳情します。区の条例に基づく建築紛争あっせんによる解決の道も望めないまま計画が
強行されようとしています。住環境を守る観点からぜひ環境建設委員会において十分ご論議
をいただき、区民の代表者たる新宿区議会における陳情採択により救済してください。